

意見書第 9 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会総務常任委員会  
委員長 山 内 政 徳

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約制定から 20 年を経た 1999 年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、あらためて採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の 2 つの手続きがあります。個人通報制度とは、人権条約で保障された権利の侵害を受けた個人などが、条約に基づく委員会に直接通報し、人権侵害の救済を求める制度です。また、調査制度は、国連が個人通報に基づいて調査・審査を行い、当事者や政府に「意見」「勧告」を送付します。それらを利用するためには、新たに批准が必要ですが、日本はまだ実行していません。現在、条約締約国 189 カ国中 115 カ国が選択議定書を批准しています。そのため、国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。選択議定書の批准により女性差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが、日本の現状打開のために急務となっています。また、国の第 5 次男女共同参画基本計画は、「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府はこの計画に則り、速やかに選択議定書を批准すべきです。

よって、次の事項について早期の実現を求めます。

### 記

一．女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)